

埼玉県文化芸術振興計画  
(令和8～令和12年度)

彩の国  埼玉県

## 目 次

第1章 計画策定の考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の目的.....	1
3 計画の期間.....	1
第2章 文化芸術を取り巻く状況の変化.....	2
1 文化芸術を巡る社会情勢.....	2
2 本県における文化芸術の状況.....	5
第3章 文化芸術振興に関する施策展開の方向.....	10
1 基本的視点.....	10
2 計画の指標.....	12
3 施策展開.....	13
(1) 主要施策1 埼玉らしい文化芸術による地域づくり.....	13
(2) 主要施策2 誰もが文化芸術活動ができる環境の整備・充実.....	18
(3) 主要施策3 文化芸術の担い手の育成・支援.....	23
4 推進体制.....	26
埼玉県文化芸術振興基本条例.....	27

# 第1章 計画策定の考え方

## 1 計画策定の趣旨

本県では、平成21年7月に文化芸術振興の基本理念や県の責務を定めた「埼玉県文化芸術振興基本条例」（以下「条例」といいます。）が施行されました。

条例第4条では、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する計画を定めることとされており、この規定に基づき、これまでに3次にわたる「埼玉県文化芸術振興計画」を策定してきました。

令和3年度に策定した前計画は、令和7年度をもって終期を迎えますが、この間、新型コロナウイルス感染症の影響や、人口減少・超少子高齢社会の本格的な到来により、文化芸術を取り巻く環境が大きく変化しました。

これらの変化とこれまでの文化芸術の取組状況、及び条例第3条に定める県の責務<sup>\*1</sup>を踏まえ、県の新たな文化芸術施策の方向性を定めた本計画を策定するものです。

\*1：県の責務として、市町村への必要な助言や支援、文化芸術活動を行う者との連携や支援、国及び他の都道府県との連携や協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものと定められています。

## 2 計画の目的

本県は、本計画に基づき、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図り、条例の目的にある「文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現」を目指します。

## 3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5か年計画です。

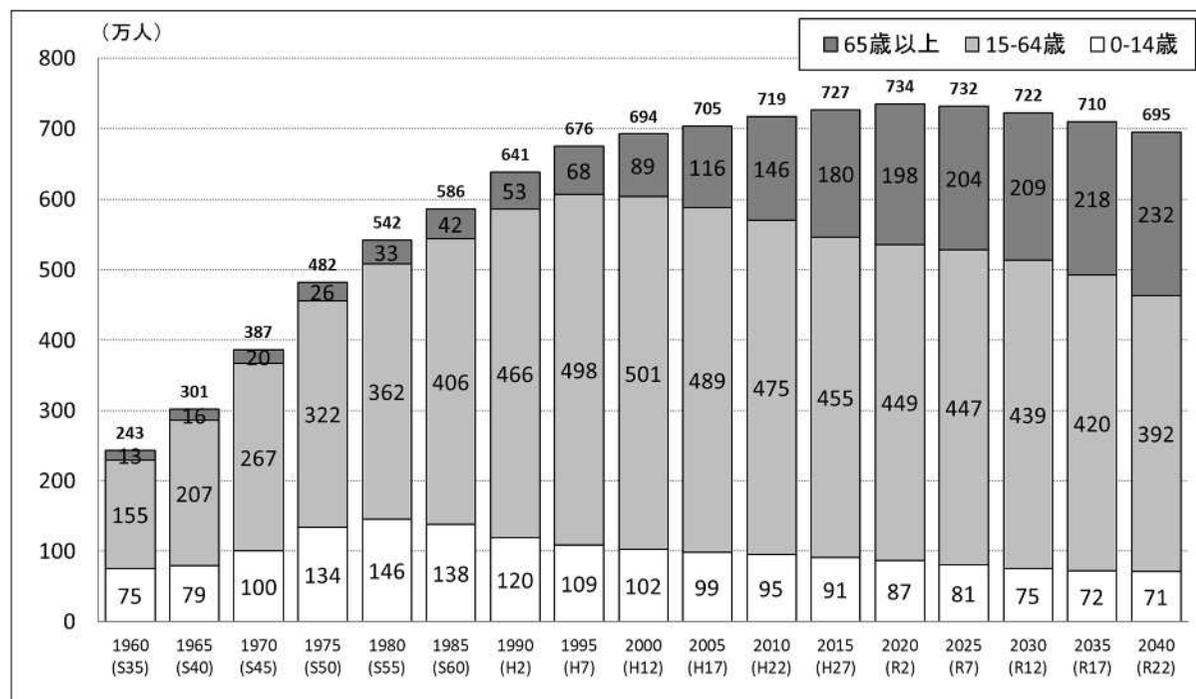
## 第2章 文化芸術を取り巻く状況の変化

### 1 文化芸術を巡る社会情勢

#### (1) 人口減少・超少子高齢社会の到来

本県の人口は、国勢調査の開始（大正9年）から増加してきましたが、令和2年国勢調査結果を基にした令和3年10月の推計人口では人口減少に転じ、2040年には県民の3人に1人が高齢者（65歳以上）となることを見込まれます。

また、2030年までの間の本県の後期高齢者（75歳以上）の人口は、全国トップレベルのスピードで増加が見込まれます。



まれます。

2040年には、人口に占める生産年齢人口の割合が約56%まで低下し、現役世代1人が高齢者1人を支える「肩車型社会」に迫ると予測されています。

このような人口減少・超少子高齢社会の到来は、県内各地に根付いている伝統芸能など文化芸術の担い手不足や、地域コミュニティの衰退などの要因となっています。

【出典：2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年は不詳補完結果を使用）、2025年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口」を基に作成】

## (2) 文化芸術の価値の再認識

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人々が類のない混乱に直面し、人と人との身体的な接触が妨げられるとともに、心理的な距離をも生む場面が増え、多くの人々が行動変容を迫られることとなりました。こうした未曾有の困難と不安の中、文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて認識されました。

また、令和7年7月に県民の文化芸術活動の実態を把握するために実施した調査（以下「実態調査」といいます。）でも、89.6%が「文化芸術の必要性を感じている」と回答しており、文化芸術が人々の生活の質を高める重要な要素であることが広く認識されています。

## (3) デジタル化の急速な進展

コロナ禍を経て、オンライン配信などの取組が急速に拡大しました。コンサートや演劇の配信、公立美術館や博物館における資料のデジタルアーカイブ化が進んだことで、多くの人々が地理的・時間的制約を超えて文化芸術にアクセスできる環境が整い、新たな鑑賞体験や表現の可能性が広がっています。

## (4) SDGsの基本理念である誰一人取り残さない社会・共生社会実現への要請

平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」では、「誰一人取り残さない」社会の実現が基本理念として掲げられています。これらは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

文化芸術は、多様な背景を持つ人々の表現活動を促進し、相互理解を深める上で重要な役割を担います。文化芸術の分野においても、性別、年齢、障害の有無や国籍等に関わらず、誰もが文化芸術にアクセスし、参加し、享受できる環境づくりが求められています。

## (5) 関係法令等の制定・改正

### ア 「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定

令和5年3月に、文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期計画期間の成果と課題を踏まえ、政府は令和5年度から令和9年度までの5年間に推進する取組を示した「文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定しました。

### イ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」の策定

令和5年3月に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に定める基本的な方針を踏まえ、文部科学大臣及び厚生労働大臣は令和5年度から令和9年度までの5年間に推進する取組を示した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」を策定しました。

### ウ 博物館法の改正

令和5年4月に博物館法が改正されました。今回の改正では、博物館法が社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質にも基づくことを定め、博物館資料のデジタルアーカイブの作成と公開を博物館の事業として位置付けるとともに、他の博物館施設を含む地域の多様な主体との連携や、文化観光等への貢献が、博物館の役割として求められることとなりました。

## 2 本県における文化芸術の状況

### (1) 県民の文化芸術活動の状況

実態調査によると、文化芸術に興味・関心があると回答した割合は86.1%と高い割合になりました。このうち、1番興味・関心が高かったのは「音楽」（86.1%）で、次いで「映画・漫画・アニメ・CGなどのメディア芸術」（68.8%）、「美術」（55.6%）となっています。

一方で、令和6年度県政世論調査では、最近1年間に文化芸術活動を行った県民の割合は31.9%、最近1年間に文化芸術活動を鑑賞した割合は、69.7%となっています。

最近1年間に文化芸術活動を行った県民の割合

年度	令和元年度	令和6年度	現計画 (令和7年度) 目標値
割合	32.3%	31.9%	40.0%

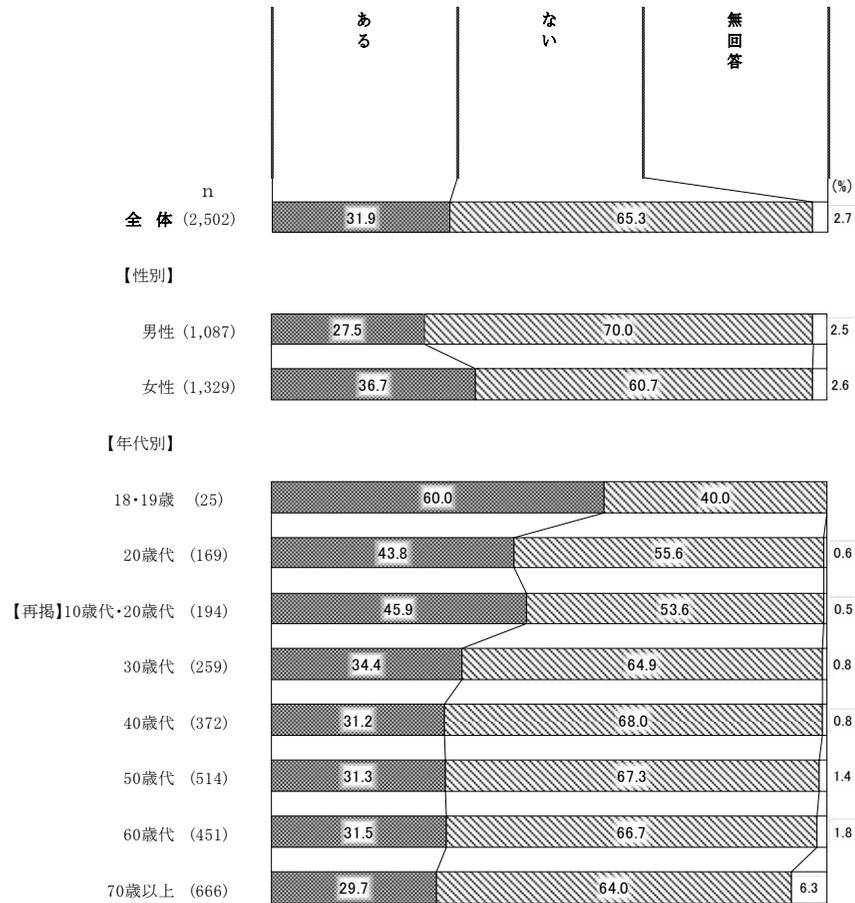
最近1年間に文化芸術活動を鑑賞した県民の割合

年度	令和元年度	令和6年度	現計画 (令和7年度) 目標値
割合	55.9%	69.7%	70.0%

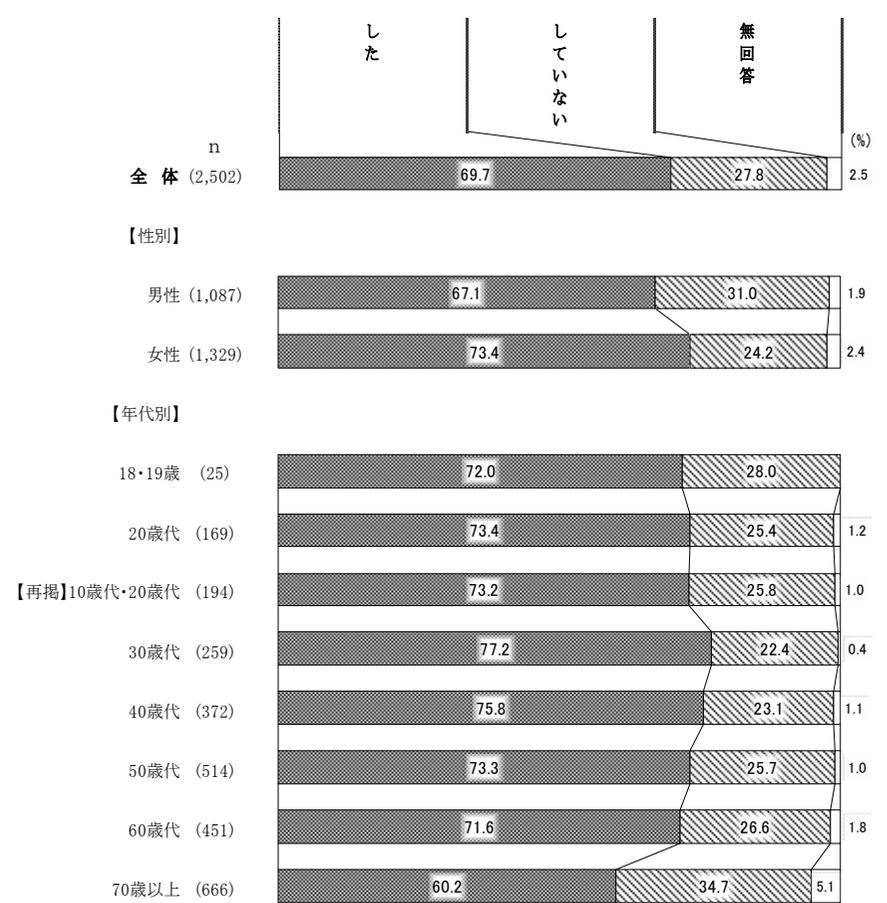
(出典：県政世論調査)

文化芸術活動を行った県民について、年代別にみると、10歳代・20歳代が45.9%で最も高く、70歳以上が29.7%で最も低い結果となっています。また、鑑賞については、30歳代が77.2%で最も高く、70歳以上が60.2%で最も低い結果となっています。

(年代別) 最近1年間に文化芸術活動を行った県民の割合



(年代別) 最近1年間に文化芸術活動を鑑賞した県民の割合



(出典：令和6年度県政世論調査)

なお、文化芸術活動や鑑賞ができない（しない）理由は、ともに仕事、学業、家事等で「時間がない」が最も多く、次いで「きっかけがない」となっています。

今後、全国トップレベルのスピードで高齢化が進む本県では、退職してセカンドステージを迎える世代などにも、身近な県内の文化芸術に触れ、活躍する機会を充実させることが重要です。多忙な世代や高齢者層がより気軽に文化芸術に触れ、活動できるような環境整備や情報提供の強化が求められます。

## (2) 本県の文化資源

### ア 文化財について

本県には、「細川紙」、「秩父祭の屋台行事と神楽」、「川越氷川祭の山車行事」をはじめ、寺社、祭り、古墳など長年大切に守り継がれてきた多くの文化財があります。前計画を策定した令和3年3月以降、国指定では重要文化財「箭弓稻荷神社本殿・幣殿・拝殿」、史跡「デーノタメ遺跡」などが指定されました。

令和7年4月1日現在、国指定等文化財は384件（うち国宝5件・特別史跡名勝天然記念物5件）、県指定等文化財は740件あります。市町村指定等文化財は、令和7年5月1日時点で4,391件あります。

また、市町村も含めた指定無形民俗文化財（民俗芸能、風俗慣習、民俗技術）の保存継承団体は456団体（令和5年度末）となっています。

### イ 県ゆかりの偉人について

郷土の偉人である渋沢栄一は、令和6年7月3日から発行が開始された一万円札の肖像に選ばれたことで全国的な注目を集めました。これを契機に、本県では「渋沢といえば埼玉」を全国へ発信するため、様々なイベントを実施しました。

また、本県では渋沢栄一のほか、塙保己一、荻野吟子、本多静六、下總皖一といった歴史的偉人を顕彰する事業を

展開しています。さらに、市町村と連携して延べ200人に及ぶ偉人に関するデータベースを整備し、郷土の誇りを共有する取組を進めています。

## ウ 生活文化・景観について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機に、伝統文化の魅力を発信していこうという気運が高まりました。本県では様々な生活文化に関する活動が活発に行われています。とりわけ盆栽は、令和7年に開村100周年を迎えた大宮盆栽村を有するなど世界に注目されている文化の一つです。

県内には数々のアニメ作品の舞台となった地域があります。こうした場所は聖地として人気を博し、観光資源としても活用されています。

また、さいたま市と川口市にまたがる見沼田圃、狭山・入間地域の茶畑など、独特の文化・伝統が継承されています。武蔵野台地に位置する川越市、所沢市、ふじみ野市、三芳町では、世界農業遺産に認定された武蔵野の落ち葉堆肥農法が受け継がれており、農業と自然が調和した景観を形成しています。さらに、小江戸川越をはじめとした歴史的な町並みや建築物なども多数残されています。

## エ 文化芸術施設について

県内には、歴史と民俗の博物館、近代美術館などの県立文化芸術施設をはじめ、市町村の公立文化芸術施設や、遠山記念館、山崎美術館、鉄道博物館などの民間が設立した優れた博物館・美術館があります。こうした博物館・美術館は所蔵している展示物を中心に、多彩な企画展などを催すことにより本県の文化芸術、歴史文化など様々な魅力を発信しています。

また、県を代表する施設として、彩の国さいたま芸術劇場や埼玉会館、国内最大級の多目的ホールであるさいたまスーパーアリーナ、総合コンベンション施設の大宮ソニックシティなどがあります。

県内には、令和6年10月現在、埼玉県博物館連絡協議会加盟施設が89、全国公立文化施設協会加盟施設が57

あります。こうした施設では、県民の文化芸術活動が活発に行われています。

特に、彩の国さいたま芸術劇場は、「創造する劇場」として「彩の国シェイクスピア・シリーズ 2nd」をはじめとした演劇、音楽など、多彩な作品を提供しています。また、性別、国籍、障害の有無、プロ、アマなどの垣根を越えて、様々な創造性をもった人々が集い、そこから生まれる表現を探求することを目的とした、近藤良平芸術監督が率いる「カンパニー・グランデ」など、独自の取組を行っています。

## 第3章 文化芸術振興に関する施策展開の方向

### 1 基本的視点

本県では、これまで、「新型コロナウイルス感染症に対応した文化芸術活動の活性化」「多彩な文化芸術の創造とあらゆる県民の参加促進」「文化芸術による社会の活力の創出」の3つの視点で文化芸術の取組を進めてきました。

県民の文化芸術活動を活発化し、一定の成果を得るためには、長期的かつ継続的な取組も必要になります。このため、前計画で示した主要施策や取組は、長期的かつ継続的に実施すべきものが多くあります。

本計画では、主要施策や取組については、前計画の方向性を維持しつつ、これまでの取組状況や状況の変化を踏まえた新たな展開を加え、今後5年間、文化芸術振興施策を効果的に進めていくため、3つの主要施策を基に具体的な取組を進めていきます。施策展開に当たっては次の3点を各施策を貫く基本的視点に据えて取り組むこととします。

#### (1) 持続可能な文化芸術活動を通じた県民のウェルビーイングの向上

文化芸術は、県民の心身の健康や幸福感（ウェルビーイング）を向上させる重要な役割を果たします。一方で、文化芸術を支える担い手不足が課題となっています。本県の豊かな文化を次世代に引き継ぎ、県民が生涯にわたり文化芸術に触れ、参加する機会を提供することで、県民全体の幸福感を高めます。

#### (2) 共生社会の実現に寄与する文化芸術の推進

少子高齢化や多文化共生の進展などに伴い、多様性を尊重した共生社会の実現が求められています。その中で、文化芸術は、人々をつなぎ、相互理解を深める力を持つ重要な手段です。

本県には、地域ごとに特色ある伝統的な文化資源や、先駆的な文化芸術活動が存在しています。SDGsの理念に沿って、性別、年齢、障害の有無や国籍等を問わず、より多くの人々が文化芸術に参加できる環境づくりを目指しま

す。文化芸術を通じて共生社会の実現に寄与し、誰もが生き生きと暮らせる地域社会の形成に貢献します。

### **(3) 文化芸術活動におけるデジタル技術の活用と情報発信の強化**

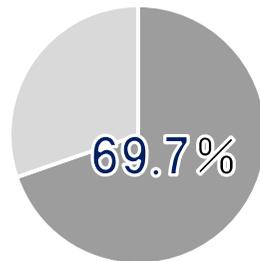
デジタル技術の急速な進展や、コロナ禍を経験したことで、文化芸術の表現方法や発信手段は大きく変化しています。このような変化を捉え、本県では、文化芸術活動においてデジタル技術の活用を推進し、情報発信を強化していきます。これにより、県民が物理的な距離や時間の制約を超えて文化芸術に触れる機会を拡大するとともに、県内外のより多くの人々に埼玉の文化芸術の魅力を届けます。

## 2 計画の指標

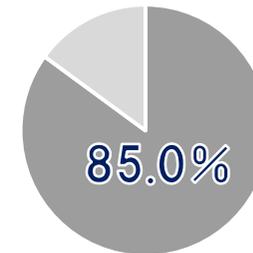
本計画の目的である「文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現」を目指すために、次の基本指標を設定するとともに、施策との関連性をより明確にするため、各主要施策に紐づく施策指標を新たに設定します。

### 基本指標1 文化芸術を鑑賞している県民の割合

現状値 69.7%  
(令和6年度)

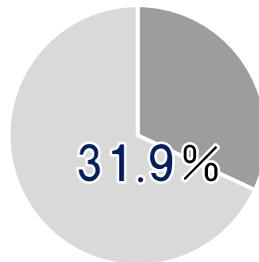


目標値 85.0%  
(令和12年度)

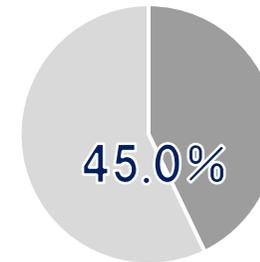


### 基本指標2 文化芸術活動を行っている県民の割合

現状値 31.9%  
(令和6年度)



目標値 45.0%  
(令和12年度)



### 3 施策展開

#### (1) 主要施策 1 埼玉らしい文化芸術による地域づくり

彩の国さいたま芸術劇場における芸術性の高い舞台作品など本県の特徴的な文化芸術を創造するとともに、様々な文化資源の情報を集約し、県内外に発信していきます。

また、本県には、小鹿野歌舞伎、秩父屋台囃子、細川紙など地域固有の伝統芸能や文化財が数多く残されているとともに、盆栽や着物をはじめ、書道、華道、茶道、地域固有の食文化など、日本の伝統的な生活文化が継承されています。こうした貴重な伝統文化を将来にわたり保存・継承していくため、後継者の育成を支援していきます。さらに、文化芸術活動や様々な文化資源を観光振興、産業振興などの分野で活用を図ることにより、地域の活性化を進めます。

#### ア 多彩な文化芸術の創造・発信

##### (ア) 彩の国さいたま芸術劇場による芸術性の高い舞台作品の提供

彩の国さいたま芸術劇場は、故蜷川幸雄芸術監督が起ち上げた「彩の国シェイクスピア・シリーズ」で全37作品を完全上演し、令和6年には「彩の国シェイクスピア・シリーズ 2nd」をスタートさせています。また、舞踊、音楽などの優れた舞台芸術作品を生み出しています。さらに、近藤良平芸術監督の下、「クロッシング」“異なる文化や世代、ジャンルを超えて人々が出会い、新たな価値を生み出す”ことをテーマに、独自性のある公演や取組を実施しています。「創造する劇場」として引き続き芸術性の高い舞台作品を発信していきます。

##### (イ) 障害者アートの魅力発信

障害者の表現活動においては、従来の常識や固定観念を覆すような魅力あふれる作品が数多く生み出されています。ホテルや公共施設といった多くの人が目にする場所での常設展示やイベント等における展示によりその魅力を

発信し、県民の障害者アートへの理解を深め、多様な表現への関心を高めます。

## イ 伝統文化の保存・継承・活用の支援

### (7) 伝統文化の魅力発信・普及

埼玉県は400を超える伝統芸能団体をはじめ、豊富で多彩な伝統文化資源を有していますが、多くの団体において高齢化等による担い手不足が深刻な課題となっています。こうした文化を守り、将来につないでいくためには地域外から人を呼び込み、担い手として継続的に参画してもらうことが必要ですが、多くの団体が地域外へ魅力を伝える発信力に課題を抱えています。

そこで、埼玉県の多彩な伝統文化の魅力を団体自らが地域を超えて発信できるウェブアプリを構築します。団体のイベント情報や動画などをウェブアプリに掲載することで、伝統文化への興味関心を引き出し、鑑賞や体験が気軽にできるきっかけを提供します。鑑賞や体験を通して、県民一人一人が地域の伝統文化の価値を知り、継続的に地域の伝統文化に関わっていくことを目指します。

### (4) 文化財の保存・活用の支援

埼玉県文化財保存活用大綱に基づき、文化財の保存・継承への支援を進めるとともに、県民の文化財に関する理解を深め、関心を高めていきます。

本県にとって重要な国・県指定文化財については、保存に必要な事業や後継者養成への支援、専門的助言などを通じて、保存・活用が適切に行われるように努めます。

あわせて、県内の多様な文化財について計画的な保存・活用が図られるよう、市町村による「文化財保存活用地域計画」作成への支援や、所有者等による個別文化財の「保存活用計画」策定への支援を継続します。

また、広域的な観点から文化財の掘り起こしや価値の再評価を行い、博物館・美術館等での展示や情報発信により価値や魅力の周知に努めるとともに、観光振興やまちづくりなど今までと違った観点からも活用の幅を広げ、県

民の文化財に関する理解を深め、関心を高めていきます。

#### (ウ) 学校活動における伝統文化の理解の促進

子供たちが伝統文化に触れ、理解を深めるきっかけとして、歌舞伎、獅子舞、<sup>そう(こと)</sup>箏などの体験・鑑賞に取り組んでいる学校の好事例を市町村を通じて各学校に周知するとともに、文化芸術団体と連携して、多彩な分野の文化芸術団体を学校に紹介することなどで、地域に残る伝統文化の鑑賞機会を充実させ、子供たちが伝統文化の理解を深める機会づくりに努めます。

### ウ 文化資源に関する情報の集約・発信

#### (ア) アーカイブ化

県内各地の様々な文化財や伝統芸能、生活文化、映画・映像、歴史的文書、美術作品などについて、デジタル技術を活用したアーカイブ化を進め、保存・活用するとともに様々な媒体を使って発信していきます。これにより、研究者や県民が容易にアクセスできる環境を整備し、新たな文化創造や地域活性化に資する活用を促進します。

#### (イ) 埼玉ゆかりの偉人の情報発信・活用

埼玉ゆかりの偉人について情報発信し、地域の誇りと愛着を育むとともに、地域文化の理解を深める取組を促進します。また、偉人の業績に関する顕彰事業や、偉人を活用した観光の振興事業に取り組みます。

### エ 観光・産業等分野における文化資源や文化芸術の活用

#### (ア) 歴史的建造物・アニメなど文化資源による観光振興

歴史的な町並み、地域の文化財、伝統芸能、伝統工芸品や食文化など、未来の世代に受け継ぐべき多彩な文化資源を活用し、広域的なプロモーションを行うなど観光振興に取り組みます。

また、春日部の「クレヨンしんちゃん」など、本県にはアニメ作品の舞台となった地域が多数あることから、観光資源として活用し、周辺の観光施設等への周遊を促す取組を展開します。

#### (イ) 伝統工芸品、無形文化財などの振興

埼玉の風土が生んだ秩父銘仙をはじめとする伝統工芸品や細川紙などの無形文化財を県内外に向けてPRするとともに、技術の継承や新たな経済的価値を生み出す取組を支援します。

#### (ウ) メディア芸術の産業化の促進・新規市場への参入支援

多様な映像コンテンツに関するイベント等の実施や、彩の国ビジュアルプラザでの映像関連企業や映像制作者等への支援により、次世代を担う映像クリエイターの輩出や映像関連産業の振興を目指します。

また、都心の撮影所から近く、都会から田園まである本県の持つ地理的条件を生かし、映画やドラマの撮影などの積極的な誘致を図ります。

さらに、文化芸術を活用して、独自性のある新商品の開発につなげるなど、新たなビジネスを生み出す取組を支援します。

#### (イ) 自然環境・農村文化の活用

都市から近く、豊かな自然や多様な地域資源を持つ本県の特徴を生かし、秩父の自然や台地・丘陵の雑木林、見沼田圃、<sup>さんどめ</sup>三富新田などの里地里山の文化や景観を活用したグリーン・ツーリズム\*<sup>2</sup>の情報を収集し、広く発信します。

\* 2 グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

## 施策指標

「県有施設（彩の国さいたま芸術劇場・埼玉会館）利用者数」

現状値 944,048人 目標値1,111,000人  
(令和6年度) (令和12年度)

「埼玉県文化アプリの年間PV数」

(令和7年度構築) 目標値392,000PV (ページ閲覧回数)  
(令和12年度)

## **(2) 主要施策 2 誰もが文化芸術活動ができる環境の整備・充実**

県民誰もが身近な場所で優れた文化芸術に親しみ、それぞれの個性や創造性を発揮できる文化芸術活動が行える環境を充実します。

また、本県で展開されている多彩な文化芸術活動について、広く活動状況の把握に努め、県内外に向けた情報発信を強化します。

さらに、県民の文化芸術活動を支援するため、県民や企業の寄附などによる埼玉県文化振興基金を活用するとともに、企業等による文化芸術支援など民間による支援活動との連携を図ります。

### **ア 参加・発表の機会と鑑賞・体験の機会の充実**

#### **(7) 埼玉県芸術文化祭・展覧会等の開催**

県民の文化芸術活動の意欲を高めるため、埼玉県芸術文化祭として、県内各地で文化芸術イベントや文化芸術体験事業を実施し、県民の文化芸術活動への参加や発表の機会を充実させます。

また、国内最大規模の公募美術展である埼玉県美術展覧会や、県内関係団体との協働で障害者の表現活動の芸術性・創造性にスポットライトを当てた活動を通年で行う埼玉県障害者アートフェスティバルを開催して、県民の創作活動の向上や発表の場を提供します。

#### **(4) 県立文化芸術施設等での鑑賞機会や発表の場の提供**

彩の国さいたま芸術劇場や埼玉会館において、演劇、音楽、舞踊、映像、落語など幅広い分野で、多彩な舞台芸術作品を提供するとともに、歴史と民俗の博物館、近代美術館をはじめとする県立文化芸術施設における企画展示等の充実を図ります。

また、県立文化芸術施設を県民の創造発信の場、鑑賞する場、地域住民が集い交流する場である地域の拠点とし

て提供するとともに、市町村の公立文化芸術施設との連携も図っていきます。

#### **(ウ) 芸術体験（アウトリーチ活動）の充実**

彩の国さいたま芸術劇場が県内小学校又は中学校へプロのダンサーや音楽家を派遣して行うダンスや音楽のワークショップをはじめ、地域の文化施設などがアーティスト等の派遣を受け、オーケストラ、演劇、ミュージカルなどの公演や講座、体験教室等を行うアウトリーチ活動を促進します。実際に体験しながら文化芸術への理解を深める場を充実します。

また、文化芸術団体やNPO等が行うワークショップやアウトリーチ活動を支援します。

#### **(I) 新たな発表・鑑賞方法の活用**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経験を踏まえ、文化芸術活動をより柔軟かつ多様な形で推進するため、ホール等での発表や鑑賞に加え、オンラインによる動画配信など新たな発表・鑑賞形態を活用します。また、オンライン美術館を活用し、インターネットを通じて美術作品や展示を鑑賞できる機会を提供することで、場所や時間にとらわれず物理的な制約を超えた文化芸術体験を可能にします。

### **イ 活動団体・個人等への支援**

#### **(ア) 自主的な文化芸術活動への支援**

本県の文化振興に資する文化芸術団体の行事等に対し、後援・共催を通じて活動の広がりを支援するとともに、知事賞の交付により文化芸術活動のモチベーションが高まるよう支援を進めます。

また、文化芸術活動の母体となる文化芸術団体が十分に活動できるよう運営面の支援を行います。

さらに、下総皖一音楽賞をはじめ、地域の文化芸術の向上に貢献する個人又は団体を顕彰し、積極的に情報発信することで、文化芸術活動の一層の活性化と広がりを促進します。

#### (イ) 埼玉県文化振興基金の活用

埼玉県文化振興基金を活用し、アマチュア文化団体等が日頃の活動成果を発表する事業を支援し、県民の文化芸術活動の活性化と裾野の拡大を図ります。

#### (ウ) 文化芸術団体等のイベント情報の収集・発信

アーティスト、文化芸術団体、文化芸術施設、NPO、大学、企業、市町村などが開催する県内の文化芸術のイベント情報について、一元的に収集・発信する県の「文化イベント情報ホームページ」を活用して情報発信を進めます。

さらに、テレビ、ラジオ、広報紙、SNSに加え、アプリを活用し、情報発信の強化を図り、文化芸術に親しみやすい環境を提供します。

### ウ 多様な県民の文化芸術活動の充実・支援

#### (ア) 高齢者・障害者の文化芸術活動の充実・支援

高齢者が文化芸術で生きがいを創出し、自分らしく明るく元気で過ごせるよう、彩の国プラチナフェスティバルとして創作展を開催するなど、高齢者が身近に文化芸術活動に取り組める場を充実します。

また、障害者アートの展示会の実施や埼玉県障害者アートオンライン美術館の運営、障害者ダンスチーム「ハンドルズ」の活動支援などを通じ、障害者の創作活動における「芸術性」、「創造性」にスポットライトを当て、その魅力を県内外に発信するとともに、障害者が文化芸術活動に参加しやすい環境を整備します。

さらに、彩の国さいたま芸術劇場における、シアターグループ「カンパニー・グランデ」など、年齢や障害の有無などにかかわらず、多様な人々が文化芸術に参加できる機会を提供します。

**(イ) 社会福祉施設、病院等における文化芸術の鑑賞機会の提供**

社会福祉施設や病院などに長期入所、入院しているなどコンサート会場に出掛けることが困難な方に、ボランティアアーティスト（音楽家ボランティア）の協力を得て、生の演奏を鑑賞する機会を提供します。

**(ウ) あらゆる県民が文化芸術活動に参加しやすい環境の充実**

子供、高齢者、障害者や在留外国人など、あらゆる県民が日常的に文化芸術活動に参加できるよう、文化芸術施設のバリアフリー化、字幕・音声・多言語ガイドの作成、託児サービスの整備等の利用しやすい環境づくりやイベント、公演等の情報発信を行います。

**エ 文化芸術団体・民間企業等との連携**

**(ア) 文化芸術団体等との連携**

埼玉県美術展覧会、障害者アートフェスティバルなど、アーティストや文化芸術団体、NPO、企業、市町村などと協働し、魅力的な文化イベントを開催します。

また、埼玉県文化振興基金を活用して、文化芸術活動の発表の場の提供、次世代を担う文化芸術活動の体験事業を行うなど地域文化の活性化と裾野の拡大を進めます。

**(イ) 民間企業等との連携**

文化芸術活動を支援するため、広く県民や企業に協力を働き掛けることで、埼玉県文化振興基金への寄附を促進し、文化事業の財源を確保するとともに、その充実を図ります。

また、個人・企業が社会貢献の一環として、文化芸術を支援するメセナ活動、イベント開催への企業協賛や伝統芸能サポーター制度などを活用し、これらの活動に積極的な企業等とともに文化芸術支援の輪を広げ、地域文化の活性化を図ります。

## 施策指標

### 「埼玉県芸術文化祭への参加者数」

現状値 1, 117, 257人      目標値 1, 500, 000人  
(令和6年度)                      (令和12年度)

### 「県立博物館等の利用者数」

現状値 911, 830人      目標値 1, 000, 000人  
(令和6年度)                      (令和12年度)

### 「埼玉県障害者アートオンライン美術館への作品掲載数」

現状値 107件      目標値 200件  
(令和6年度)                      (令和12年度)

### **(3) 主要施策3 文化芸術の担い手の育成・支援**

文化芸術は、人々の活力や創造性を高めるとともに、喜び、感動、安らぎなどの豊かな人間性と他者と共感し合い理解し合う心を育みます。このため、次世代を担う子供たちが文化芸術に親しみ、参加する機会を充実させるとともに、文化芸術を継承し創造していく担い手を育成します。

#### **ア 子供の文化芸術活動の充実**

##### **(7) 学校や地域における文化芸術活動の充実**

学校や地域において、文化芸術体験・鑑賞に取り組んでいる学校の好事例を市町村を通じて各学校に周知するとともに、多彩な分野の文化芸術団体を紹介することなどで、子供たちが文化芸術を鑑賞・体験し、創造的な活動を行う機会づくりに努めます。県内の高校生が日頃の文化活動の成果を発表する場である「埼玉県高等学校総合文化祭」を開催するほか、文化芸術活動を通じて子供たちの表現力やコミュニケーション能力を育む取組を推進します。

また、令和8年度から実施予定の地域クラブ活動の推進に関する計画に基づき、市町村の取組を支援し、学校部活動の地域展開や地域クラブ活動を推進します。

##### **(4) 子供たちを対象とした文化芸術事業への支援**

文化芸術団体やNPOなどが実施する、次世代を担う子供たちを対象とした文化芸術の体験や、文化芸術を担う若手人材の育成を目的とした事業を支援します。

##### **(5) 文化芸術施設における文化芸術の鑑賞・体験機会の提供**

県内の博物館・美術館、文化ホールなど公立文化芸術施設で、子供向けの文化芸術を鑑賞・体験できる良質なプログラムの充実を図ります。

また、私立美術館やアートスペースなど地域の民間文化芸術施設でのプログラムに関する情報発信を促進します。

#### (I) アウトリーチ活動の充実

子供が身近な場所で文化芸術に親しむことができるよう、アーティストや文化芸術団体が出演して実施する公演、体験教室等の充実を図ります。

### イ 文化芸術活動を支える人材の育成・活用

#### (7) 文化芸術関係者・県内大学との連携による人材育成・活用

彩の国さいたま芸術劇場が芸術系大学や高校等と連携し、舞台技術講座に関する講座を開催するなど学生や舞台関係スタッフの育成・スキルアップを図ります。

さらに、専門的知見を生かして県民の文化芸術活動の支援を行う機能の設置を検討します。

#### (I) ボランティア人材の育成

文化芸術事業の企画・運営をサポートするボランティア人材の育成に努めます。

#### (ウ) 障害者アートに関する人材の育成

障害者の文化芸術活動を支援する中核的な役割を担う団体を「障害者芸術文化活動支援センター\*3」として採択し、その運営をサポートすることで、地域における障害者アートに関する支援人材の育成等を充実させます。

##### \*3 障害者芸術文化活動支援センター

国の障害者芸術文化活動普及支援事業に基づき設置している地域における障害者の芸術文化活動を支援する拠点。障害者や事業所等に対する相談支援、支援人材の育成、権利保護の推進、支援者のネットワーク構築などを行っている。

## ウ 文化芸術の先進的な取組への支援

### (ア) 先進的な取組への支援

少子高齢化、地域コミュニティの衰退など、社会の課題に対応した先駆的な文化芸術活動や、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）など、先端技術を活用した新たな取組を支援します。

### (イ) 新進アーティストへの支援

彩の国さいたま芸術劇場において、若手ダンサーや演奏家、落語家等を起用した公演を実施するほか、演出家、振付家等による創作や発表の場を提供するとともに、近代美術館では、現在活躍しているアーティストを紹介する展示を行います。

また、芸術分野においても、創作活動や発表の場を提供し、制作過程を通じた観客との交流を促進します。さらに、文化芸術団体やNPOなどが実施する新たな才能の発掘を目的としたコンクール等を支援するとともに、情報発信により新進アーティストの活動を促進します。

## 施策指標

### 「埼玉県高等学校総合文化祭の来場者数」

現状値	15,000人	目標値	21,000人
	(令和6年度)		(令和12年度)

## 4 推進体制

本計画の文化芸術振興施策をより効果的に進めるために、アーティスト、文化芸術団体、NPO、学校、大学、企業、文化芸術施設、市町村などとの連携を図り、広く活動状況の把握に努め、協働して文化芸術振興施策を推進していきます。

また、次の会議を開催し、本計画の進捗状況を検証、評価し、進行管理を行っていきます。

### (1) 文化芸術振興評議会

文化芸術関係者、学識経験者等の専門家で構成する評議会を開催し、設定した指標の達成状況や施策の進捗状況を報告します。また、本県の文化芸術の方向性や施策等に対する助言を受けながら本県の文化芸術振興を図ります。

### (2) 文化芸術振興庁内推進会議

県庁内においては、文化芸術振興庁内推進会議を開催するほか、推進会議に参画していない関係課とも適宜協議を行うなど、文化芸術振興に関する施策を各分野で有機的に連携しながら推進していきます。

### (3) 市町村文化行政担当課長会議

地域の特性に応じた文化芸術振興施策を実施するため、県民に最も身近な自治体である市町村と積極的に情報交換を行い、連携・協力関係を強化するとともに、市町村相互の連携を促進します。

# 埼玉県文化芸術振興基本条例

平成二十一年七月十四日条例第四十二号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 文化芸術振興計画（第四条）
- 第三章 文化芸術振興のための施策（第五条—第十七条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

**第二条** 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、県民の主体的で多彩な文化芸術活動の展開により、活力ある地域社会の実現を図ることを目指して、文化芸術振興施策が推進されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し享受することが、県民の生まれながらの権利であることを踏まえ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する情報を広く国内外に発信する等、文化芸術の交流が積極的に推進されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

**第三条** 県は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言その他の支援を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、文化芸術活動を行う者の自主性及び文化芸術活動の多様性に十分な配慮を行いながら、これらの者との連携及びこれらの者に対する支援に努めるものとする。
- 4 県は、国及び他の都道府県との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

## 第二章 文化芸術振興計画

**第四条** 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する計画（以下「文化芸術振興計画」という。）を定めるものとする。

2 文化芸術振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき文化芸術振興施策の基本的な事項

二 前号に掲げるもののほか、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、文化芸術振興計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 前項の規定は、文化芸術振興計画の変更について準用する。

### 第三章 文化芸術振興のための施策

(文化芸術の鑑賞等の機会の充実)

**第五条** 県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術振興のための措置)

**第六条** 県は、文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び落語、歌唱その他の芸能の振興を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、先人から受け継がれてきた能楽、歌舞伎その他の伝統芸能が、将来にわたって適切に保存及び継承され、新たな文化創造のために活用されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、茶道、華道、書道、盆栽、衣食住等に係る生活様式その他の生活文化の振興を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術による地域づくり)

**第七条** 県は、地域に根ざした独創的で優れた文化芸術が地域の発展に大きな役割を果たすことから、文化芸術による地域づくりに努めるものとする。

2 県は、前項に規定する文化芸術による地域づくりを進めるに当たっては、地域産業及び民間団体等との協働に配慮するものとする。

(文化芸術活動の担い手の育成及び確保)

**第八条** 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の継承者、文化芸術活動の企画を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者の育成及び確保を図るため、研修、発表機会の確保等の支援に努めるものとする。

する。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

**第九条** 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実、芸術家及び文化芸術団体等による学校に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、伝統芸能の保存と継承の重要性にかんがみ、学校教育における文化芸術活動を通じ、伝統芸能に対する理解及び関心を深めるよう配慮するものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

**第十条** 県は、次代の担い手となる青少年の文化芸術活動の充実を図るため、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

**第十一条** 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術交流の推進)

**第十二条** 県は、文化芸術に関する国内外の交流を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術施設の充実及び活用等)

**第十三条** 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、劇場、美術館、博物館、図書館その他の文化芸術施設の充実及び活用に努めるものとする。

2 県は、文化芸術施設以外の施設を県民の文化芸術活動の場として利用することができるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

**第十四条** 県は、県民の文化芸術活動を促進するため、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開へ

の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(メセナ活動の促進)

**第十五条** 県は、メセナ活動（個人、企業等が社会貢献の一環として行う文化芸術活動を支援する活動をいう。）を促進するための普及啓発、情報提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

**第十六条** 県は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第十七条** 県は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。